

に改め、同表のふるさと農村支援事業の項中「ただし50万円を限度」を「とし、50万円を限度とする。このうち遊休農地の復活整備については、定額50万円」に改め、同表に次のように加える。

ため池危険度調査事業	危険ため池応急対策事業	ため池危険度調査等で改修が必要とされ、対策方針が定まっていないため池において、応急対策を実施しようとする団体が行う次の事業 (1) 簡易な測量 (2) 受益地の土地利用調査 (3) 水利用調査 (4) 簡易な安定解析	同上	10分の5以内。ただし、40万円を限度とする。	
	ハザードマップ作成支援事業	自然災害で決壊した場合、下流への影響が特に大きいと推測されるため池について、被害を最小限に抑えるためのハザードマップを作成しようとする団体が行う事業	同上	10分の5以内。ただし、10万円を限度とする。	

農地整備課



長野県訓令第5号

本庁内部部局  
会計局  
現地機関  
教育機関  
警察署

財務規則第2条に定める所の出納員の任免（昭和39年長野県訓令第28号）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行します。

平成25年3月29日

長野県知事 阿部守一

本則の2中「女性相談センター 西駒郷地域生活支援センター」を「女性相談センター」に改める。

人事課

「	同	同	主査及び主任
」	同	情報統計課	地域情報化推進係長
「	同	同	電子自治体推進係長
」	同	同	担当係長
「	同	同	主査及び主任
」	同	情報システム推進室	担当係長
「	同	同	主査及び主任
」	同	人権・男女共同参画課	人権尊重係長

を	「	同	主査及び主任
」	同	情報システム推進室	課長補佐
「	同	同	担当係長
」	同	同	主査及び主任

に、	「	同	課長補佐
」	同	財政課	

を	「	同	保健師
」	同	財政課	課長補佐

長野県訓令第6号

本庁内部部局  
現地機関

兼務に関する規程（平成20年長野県訓令第12号）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行します。

平成25年3月29日

長野県知事 阿部守一

本則の1の表の1の項中「消防係長」を「総務係長」に改め、同表の3の項中、

「	同	同	公債係長
---	---	---	------

を	「	同	公債係長
」	同	財産活用課	財産企画係長
「	同	同	財産活用係長
」	同	同	財産調整係長
「	同	同	用品係長
」	同	広報県民課	課長補佐
「	同	同	広報係長

に、

同 健康福祉部 環境部 商工労働部 観光部 会計局	同 健康長寿課 環境政策課 産業政策課 観光企画課 会計課	担当係長 長寿係長 主査及び主任 企画経理係長 担当係長 課長補佐
--	--	--

を

同 同 会計局 同	同 同 会計課 同	審査係長 システム係長 課長補佐 主任会計指導員
--------------------	--------------------	-----------------------------------

に改め、同表の5の項中「管理係長」を「社会生活係長」に改め、同表の8の項中

同	同	担当係長
---	---	------

を

同 同 同 同	同 同 同 同	担当係長 主任専門役 副主任専門役 専門役
------------------	------------------	--------------------------------

に改め、同表の15の項中

消防学校	教授及び准教授
------	---------

を

消防学校 同	教頭 教授及び准教授
-----------	---------------

に改める。

人事課

長野県訓令第7号

本庁内部部局  
現地機関

長野県文書規程（昭和44年長野県訓令第2号）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行します。

平成25年3月29日

長野県知事 阿部守一

別表第3の1の企画部の項中

政策評価課 交通政策課	政評 交	を
----------------	---------	---

交通政策課	交	に改め、
-------	---	------

同1の商工労働部の項中

人材育成課 人材育成課技能五輪・アビリンピック室	人材 人材五	を
-----------------------------	-----------	---

人材育成課	人材	に改め、
-------	----	------

同表の2中

西駒郷地域生活支援センター 東信労政事務所	西地 東労	を
東信労政事務所	東労	に改める。

情報公開・私学課

長野県訓令第8号

本庁内部部局  
現地機関

組織規則の規定に基づく係の設置に関する規程（平成20年長野県訓令第9号）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行します。

平成25年3月29日

長野県知事 阿部守一

別表第1の危機管理部の項中「消防係 無線通信係」を「総務係 消防係 情報通信係」に改め、同表の総務部の項中「厚生係 年金係」を「厚生係」に、「財産活用係」を「財産活用係 財産調整係」に、「行政係」を「総務係 行政係」に改め、同表の健康福祉部の項中「在宅支援係」を「社会生活係 在宅支援係」に改め、同表の商工労働部の項中「経営支援係」を「中小企業支援係 新市場開拓支援係」に改め、同表の林務部の項中「県営林係」を「県営林係 全国植樹祭係」に改める。

行政改革課

長野県訓令第9号

本庁内部部局  
現地機関

副知事の担当事務に関する規程（平成23年長野県訓令第2号）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行します。

平成25年3月29日

長野県知事 阿部守一

第1条第1号のイ及び第2号のア中「、政策評価課」を削る。

行政改革課